

# 京都聖カタリナ高等学校 生徒心得

## 1 生徒指導部関係

### (1) 礼儀

円満な社会生活を営むには、相手の人格を尊重する精神を忘れてはならない。したがって、真心のこもった礼儀作法の励行につとめ、高尚な校風を確立し、併せて自己の向上を考えなければならない。

- ① 生徒はお互いに敬愛の念をもって交わり、礼儀正しく、明るい学校生活を送れるよう努力すること。
- ② 学校の内外を問わず、学園関係者と対面した場合は、礼儀正しく挨拶すること。
- ③ 本校への訪問者には、必ず敬意を表し、会釈すること。
- ④ 言葉遣いは正しくはっきりし、品位を落とすような言葉を遣わないように努めること。

### (2) 服装規定

#### ① 制服

校訓である、誠実・高潔・奉仕を念頭に置き、各自気温や体温に応じて定められた規定の制服を組み合わせ正しく着用すること。

ただし、ネクタイ及びリボンは夏季（6月～9月）は着用しなくて良い。

式典などは別途教員の指示に従うようにする。

〔準用規定〕

- 1 カッターシャツ・ブラウスの裾は出さず、第2ボタンまで閉めること。腰下までスラックスをずらし履くことや、スカートのウエスト部分を折って履かないこと。また、スカート丈は膝が全て出ない長さとする。
- 2 カッターシャツ・ブラウスの下には、白・黒・紺・グレーの無地のものを着用する。また、ハイネックのものは着用しない。
- 3 スラックスに使用するベルトは、黒・紺・茶の無地のもので、華美な色や装飾があるものを使用しない。
- 4 制服着用時のジャージの使用は原則禁止とする。ただし、雨天時等に制服の着用が困難になった場合、学級担任を通じて生徒指導部に異装届を提出し、許可を得て着用することができる。

#### ② 防寒着・防寒具

ブレザーの上から羽織れるものとし、パーカーやトレーナー、派手な装飾がついたものは不可とする。マフラー・ネックウォーマー・イヤーマフ・手袋など。ただし、防寒着を教室内で着用してはならない。防寒用として授業時の膝掛けは許可するが教室外では使用しないこと。

#### ③ 変型・改造禁止

制服を変型もしくは改造してはならない。変型・改造により元に戻らない場合、新規購入するものとする。

#### ④ 履物

- 1 通学用靴はローファーまたはスニーカー、運動靴とし、ヒールや厚底、派手な装飾がついたものは不可とする。
- 2 校舎内は規定の上靴とする。
- 3 上靴を加工しないこと。また、かかとは踏まないようにする。加工により元にもどらない場合、新規購入するものとする。

⑤ 靴下

- 1 ソックスは白・黒・紺・グレーベースのものとする。なお、ルーズソックスは禁止とする。
- 2 ストッキング（タイツ）の色はベージュ・黒とする。

⑥ カバン

通学カバンは、規定の制カバンとする。また、部活動で使用する校名入りのカバン（生徒指導部長の許可を得て、全体で統一されたもの）も可とする。

⑦ 休業中の登下校の服装

休業中であっても制服を着用する。校外における学校行事、研修、HR行事などは、特別の指示がない限り制服で参加する。また、部活動で使用する校名入りのウェア（生徒指導部長の許可を得て、全体で統一されたもの）も可とする。

⑧ 異装

健康上その他の事由により異装を必要とする場合、学級担任に申し出て生徒指導部の許可を得なければならぬ。

⑨ 頭髪

- 1 加工・変形・染色・エクステ等は禁止とする。
- 2 高校生として好ましい髪型や髭でないと学校が判断した場合は、改善を求める。

⑩ 化粧

化粧については、ファンデーション・眉毛・アイプチ・リップを除き、原則禁止とする。ただし、授業や公的な場に適さないと判断される場合は、指導の対象とする。

⑪ 装身具

装身具（指輪、ピアス、ネックレス等）の着用は禁止とする。また、着用していた装身具は学校保管とし、原則として学期毎に返却する。

(3) 登下校に関する規定

次の事項を厳守すること。

- 1 下校時刻は午後5時とする。また、定期試験中の下校時刻は午後1時とする。なお、部活動以外で残る場合、担当教員が延長許可願を事前に提出し許可を得ること。最終下校時刻は、夏期（3月～10月）は午後6時30分・冬期（11月～2月）は午後6時とする。
- 2 許可された通学方法。
- 3 登下校で自転車を使用する場合は、自転車損害賠償保険への加入。（自転車乗車時はヘルメットの着用が望ましい）
- 4 交通機関・公共施設でのマナー。
- 5 特別な事情がある場合を除いて、登下校時にタクシーを利用しない。
- 6 痴漢や事故等、危険な目にあった場合はすぐに警察（110番）に通報し、助けを求める。その後、学校にも連絡をいれること。

(4) 校内生活に関する規定

次の事項を厳守すること。

- 1 登校後、終礼までは許可なく校外へ出ないこと。ただし、特別な事情がある場合は、生徒指導部の許可を得ること。
- 2 携帯電話、スマートフォンについては、授業中は電源を切り所定の場所に置いておくこと。

- 3 携帯電話、スマートフォン、イヤホン、その他通信機器等の機器を歩きながら使用・操作することを禁止する。
- 4 身分証明書は常に所持し、いつでも提示できるようにすること。
- 5 所持品には必ず記名し、各自責任を持って保管すること。
- 6 体育授業時及び教室移動時には、貴重品等は貴重品袋を利用するか、各自管理を徹底すること。
- 7 校内において金銭・物品を紛失、あるいは拾得したときは、学級担任又は生徒指導部に届け出ること。
- 8 校内でのビラ・印刷物などの掲示・配置、また、催物券を販売する場合は、事前に許可を得ること。
- 9 校舎・校具は大切に取り扱い、傷つけたり落書きをしたりしないこと。万一これらのものを破損したとき、あるいは破損箇所を発見した場合は、直ちに学級担任又は事務局に届けて指示を受けること。
- 10 校内においての昼食購入は所定の方法を守ること。
- 11 校舎内では常に静粛を保ち、廊下を走ったり、大声を発したりしないこと。
- 12 生徒による校内での政治的な活動等については、許可を必要とする。
- 13 授業中の飲食は禁止とする。

#### (5) 校外生活に関する規定

次の事項を厳守すること。

- 1 外出時は、行き先、帰宅時間などを保護者に告げ、高校生らしい服装で出かけること。
- 2 外泊する場合は、保護者の許可を得て所在を明確にすること。
- 3 夜間の外出は避け、やむを得ず外出する場合は保護者の許可を得ること。この場合でも、帰宅時刻が深夜に及ばないこと。
- 4 芸能活動をする場合は、保護者による書面をもって学校長の許可を得ること。
- 5 交通事故にあった場合などは直ちに学校に連絡すること。

#### (6) 高校生活に関する規定

- 1 交際はお互いに人権を尊重しあい、明るく清純なもので、高校生としての自覚と節度を忘れないこと。校内外において、風紀を乱すことをしてはならない。
- 2 法律に違反する行為があった場合は、厳重に指導する。また、違反行為に同席した者も指導の対象とする。特に飲酒及びタバコの喫煙に関しては、類似行為（ノンアルコールビール及びカクテルの飲用及び同席、未成年が購入可能な電子タバコ類の使用及び同席、または、それらを疑われる行為）も指導の対象とする。指導内容については、違反の程度により、訓戒、謹慎、停学、退学とする。
- 3 いじめ行為、暴言・暴力、試験不正行為、授業妨害、迷惑行為、ネット中傷、頭髪・服装指導等の違反の累積、教員からの指導に従わない行為が続く場合や、学生の本分を逸脱した行為等のあった場合は、厳重に指導する。指導内容については、違反の程度により、訓戒、謹慎、停学、退学とする。

#### (7) インターネットに関する規定

インターネット（SNS含む）を利用する場合は、次の事項を厳守すること（スマートフォン等での利用も含む）。

- 1 インターネット上に情報を掲載するときは、世界中の人に情報を発信していることを理解して、発信者としての自覚と責任を持つこと。
- 2 個人が特定される情報は危険を伴うため、内容に十分注意し、極力掲載しないようにすること。  
※個人が特定される情報とは、氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、学校名、学年、クラス、学科、部活動、写真などである。
- 3 インターネット上で、誹謗中傷やモラルに欠ける投稿、見る人を不快にさせるような投稿は禁止する。

- 4 学校や他者の名誉を傷つける情報を掲載しない。  
※学校に関連するサイトを許可なく無断で立ち上げてはならない。
- 5 他人に成りすまして情報を発信することは禁止する。
- 6 インターネットを介して知り合った人とコミュニケーションをする際は、現実世界以上に危険性を意識して、慎重に行動すること。
- 7 有害サイトへのアクセスは禁止とする。また、不審なアプリのインストールや不審なメールの開封も禁止する。
- 8 違法ダウンロード、違法アップロードは犯罪行為であり、絶対に行ってはならない。  
※違法ダウンロードとは、インターネット上で不正にアップロードされた音楽・映像・ソフトウェアなどを、それが不正なものであることを知りながらダウンロードすること。  
※違法アップロードとは、自分が著作権を持っていない作品（音楽・映像・ソフトウェアなど）を勝手にネット上に公開（アップロード）すること。
- 9 インターネットに関して困ったことが起きたときは、速やかに保護者または教員に相談すること。

#### (8) アルバイト規定

アルバイトについては原則禁止とするが、以下の条件に従って申し出に基づき許可をすることがある。条件に反している、または許可なくアルバイトをしている場合は、厳重に指導する。指導内容については、違反の程度により、訓戒、謹慎、停学、退学とする。（アルバイト先が変更になった場合も再度許可願いを提出すること）

〔許可条件〕

- 1 原則として、長期休暇中もしくは週末のみとする。
- 2 仕事の内容に危険が伴わないこと。（受動喫煙を含む）
- 3 原則として、終業が21時であること。
- 4 居酒屋やバーなど、酒類の提供を主とする飲食店等でないこと。
- 5 宿泊を必要としないこと。
- 6 成績（評定平均3以上）、学校生活（遅刻や欠席状況）、家庭の収入等を総合的に判断する。  
※成績や学校生活、部活動に支障がある場合は、許可を取り消す。  
※年末におこなわれる郵便局のアルバイトについては例外とする。

#### (9) 運転免許に関する規定

- 1 生徒は、通学及び家庭生活において、事由のいかんに関わらず、車及びバイク等を使用できないものとする。
- 2 生徒は、在学中、運転免許証を取得できないものとする。ただし、3年生による運転免許（四輪及び二輪）の取得については、後項(10)に定める。
- 3 この規定に定める事項に反した場合には、本校の懲戒規定を適用する。また、取得した免許は学校保管とする。

#### (10) 免許取得に関する規定

〔許可条件〕

- 1 （普通科）進路決定者であること。  
（看護科）専攻科進級後、通学上の支障がある者とする。専攻科進級をしない生徒は、普通科と同様とする。
- 2 保護者の申請があること。

- 3 自動車学校への入校は、事前に自動車学校入校許可願及び誓約書を、担任を経て生徒指導部に提出すること。（入校日は、第3学年の冬期休業開始日以降とする）
- 4 授業・行事に支障がないこと
- 5 免許取得後は、生徒指導部に預けること。免許証預かり証を交付し、卒業式及び3学期終業式後に預かり証と引き替えに返却する。

(11) 各種願(届) 手続

- 1 身分証明書の再発行  
紛失、または著しく汚損した場合は、学級担任に申し出る。
- 2 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を、学級担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。
- 3 アルバイト  
保護者により、その理由を記入し、署名、捺印をした所定の用紙を、学級担任・学年主任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。また、規定については、前項(8)のアルバイト規定を参照すること。
- 4 運転免許の取得許可については、前項(9)(10)を参照すること。
- 5 異装  
理由、期間、箇所を記入した所定の用紙を、学級担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。